

道路標識の改正に就て

谷 口 松 雄

我國道路標識に關しては大正十一年十一月内務省令第一十七號を以て「道路警戒標及道路方向標ニ關スル件」が制定せられて居り、道路警戒標が七種、道路方向標が一種定められて居る。右規定の制定當時は、其の程度の標識を以て一應事足りりとせられた其の型式も、英國制定のものに倣つたもので、相當研究の結果定められたものとして敬意を表するに資でないが、今日の如く道路交通が複雑になり、道路構造も亦高級化せられて來ては、現行の警戒標又は方向標では、警戒なり方向指導の目的を十分果すことが出来なくなつてゐることは否定出來ない。

我國に於ける自動車の需要數が、過去數年來は道路改良事業の進捗に従つて、否改良事業の進捗よりも遙かに高速

度に増加しつゝあり、其の活動範圍も逐次擴大せられて、陸運機關の大半たる鐵道の勢力圏を侵蝕して、採算上鈍からぬ疑點を持つ東京大阪間の自動車運輸事業の經營をさえ企圖するものも出て來るやうな情勢にあり、小型自動車の出現は、日本的オーナードライバーの數を漸次増加させて居るし、一面昭和十五年を期して行はれる紀元二千六百年記念式典、萬國博、更に近衛首相の消極的意見によつてセンセーションを起した、東京オリムピックが實現するとなると、内外人の道路行進の激増は火を賭るよりも明かである。

扱て現行の警戒標、方向標が、現在何の程度に普及して居るかと言ふに、遺憾ながら其の普及成績は甚だ芳しくない。また、其の設置ある府縣の中でも、其の形式や記載方

法などは、是亦思ひ／＼であつて、切角制定せられた様式がありながら、殊更に（敢て殊更にと言ふ）異つた型式、記載方法を探つてゐる。これは建植者が道路管理者自體である場合にも見受けるのであるから驚かざるを得ない。更に甚だしいのになると所定の板の下に、もう一板廣告板を取りつけて、如何はしい廣告を掲げ、道路標識が本體か廣告板が本體か、わからないものを建てゝゐる縣がある。これらは、廣告收入によつて標識の維持費や、甚だしい場合は建設費まで支辨するため、やらせてゐるものださうで、沙汰の限りである。こんなわけで、様式に叶つたものを建設してゐるのは全國で僅に數府縣に過ぎないと言ふ悲觀すべき状態である。

道路標識普及難の原因は財源難に歸着する。道路管理者の統轄する公共團體支辨に俟たなくとも、自動車業者組合とか交通業者聯合會とかの寄附金に求めても逐次建植出来るし、交通業者は、これ等の施設の爲に出す寄附は決して拒否はしないものであるが、其れに働きかけるか否かは、

當局者の氣持と、熱意の問題になるから姑く之を論外とするが、道路管理者が自力でやうとするためには、豫算が得難いことは事實である。先づ道路自體の改良に力を注ぐべく、標識はこの次にすると言ふ考へ方は一應尤もと首肯出来る、しかも道路改良費豫算自體が甚だ輕少な費額しか得られない今日の状態に於ては特に然りである。

が、前述の如く道路自體の整備の度合とは甚だしく跛行して自動車交通が發達し、先行してゐる現在の事實に従すれば、道路標識の整備普及は、道路改良事業に次で行はるべきものとして姑く放任して置くと言ふわけには行かない状勢に立至つてゐる。其の緊迫感と、現在の様式が聊か時代遅れであり且つ其の種類も少しきに失し、改訂増補の必要性とに迫られて、我等數年前から、これが改正に關する研究と、資料の蒐集を進めてゐたが何しろ眼前の仕事に追はれて遅々として歩らなかつた。

ところが、本年六月關西道路研究會で、道路標識に關する調査を了へ、此の程其の調査報告書を發表せられた。

右調査書の内容に付ては、個々の點に於て尙三者を要するものもあるが、組織立つた研究調査の結晶で、道路標識改正の根幹、骨子としてまことに立派なものである。之等の研究の衝に當るべき我々から見れば、足許を凌はれたわけで、まことに面映ゆいことであるが、此方が遅れてゐたことは間違ひないからアツサリ兜を脱ぐの外ない。たゞ前述の通り、取つて以て直に全國に普及させることにつては尙研究をする點があるので、關西道路研究會の發表があつたことを好機として、道路改良會調査部に於て、其の調査に本腰を入れることとなつた。

その第一回調査會は、十月十六日午前九時から一ツ橋學士會館に於て行つた。先づ、關西道路研究會の調査書を議題として討議を進めるのを順當と認め、態々同研究會員の上京を乞ひ、その詳細なる説明を求め、本會の調査部員は固より、内務省警保局、警視廳交通課、東京府市當局からも出席された。當日は骨子案に對して、質疑を行つたに止まり午後二時散會したが、今後本會調査部に於て引續き調

査を進めることとなつて居るので、早晚具體案が出來上り、其の法文化を見ることとなる筈である。

其の調査の結果が、現行の規程と如何程違つて來るかは、今日見透し得ないのは勿論であるが、假令甚だしい變動があつたにしても其の建植普及率が今日の如く弱少である以上、既存のものゝ改造に依る損失は多少の犠牲として止むを得ない。この苦痛は忍んで貰ふ外ないと思ふ。

扱て調査の方法としては次の數項が考へられる。

(一)種類(二)型式(三)財源(四)助成

先づ、第一の種類に就ては、現行の方向標、警戒標の外(イ)案内標を設くべきや、又案内標としても、道路自體の行先豫告的案内標に止むべきや、沿道の名勝舊蹟案内にまで擴張すべきや。

(ロ)道路警戒標に於ては、道路狀況のみを警戒告知せしむるに止むべきや、道路の用法を指導するものにまで擴張すべきや。

(ハ)交通整理に屬する標識又は指導の目的のためにす

るものをお加ふべきや。

この點に付ては道路管理権と交通警察権との分界を定むる必要も派生的に起るだらう。次に型式についても

(イ) 標識は榜示式に限るべきや或ひは道路自體に表示

する方法、他の地物を利用するものを考慮すべきや。

(ロ) 標識の形狀 (ハ) 色調 (ニ) 表示の様式

(ホ) 建植位置、高さ (ヘ) 夜間照明装置

等が論議せられるであらうがこれ等については多分の美的要素も加味して研究せらるべきであらう。

第三の財源については、相當慎重に研究せらるべきである。何人と雖今日道路標識建設の急務たるを痛感しない者は無いが、其の實現今日の如く遅々たる原因は、實に其の財源の獲得難の一事が胚胎してゐる。

以上述べた如き豫想の下に、道路標識改正に關する調査を進めるものであるが、現下の状勢は、既に晏如たるを許さないから、矢次早に調査が進められ、其の成果をして發表得ると思ふから大方の期待に副ひ得るものも遠くはあるまいと信する。

道路標識は道路法の規定により道路の附屬物となつて居り、其の新設改築費、維持修繕に要する費用は道路管理者の統轄する公共團體の負擔となつて居ることは勿論であるが、其の費用に付ては受益者負担の規定も適用せられるか

ら、道路標識の建植に依つて著しく利益を享くる者から徵收し得るわけである。その方法を探るや否や、又其の是非等は、本調査部の重要な議題として特に慎重研究が望ましい。